



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成25年4月16日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき（仮称）富士通川崎工場再開発計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 富士通株式会社 代表取締役社長 山本 正巳
	指定開発行為の名称	（仮称）富士通川崎工場再開発計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 （区域面積：約12ha）
	指定開発行為の目的	業務施設の新設等
	指定開発行為の内容	敷地面積：約120,600㎡ 延べ面積：約140,500㎡ 建築物の高さ：約60m
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成25年9月 完了予定：平成32年8月
	環境影響評価の手続経過	平成23年9月16日：条例環境影響評価方法書公告 平成24年6月11日：条例環境影響評価準備書公告 平成24年9月18日：条例見解書公告 平成25年2月27日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成25年4月16日（火）から 平成25年5月15日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156